

教育講習助成金交付要綱

令和8年3月27日制定
(一社)宮崎県トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、一般社団法人宮崎県トラック協会（以下「県ト協」という。）会員事業者が行う役員、従業員（以下「従業員等」という。）に対する教育並びに必要な資格の取得を促進する為、助成金（以下「助成金」という。）を交付し、会員事業者の事業を適正かつ円滑に実施することを目的とする。

(資格・要件)

第2条 助成対象となる事業者（以下「助成対象事業者」という。）は、県ト協会員事業者であって、第3条に定める団体、機関（以下「団体等」という。）に自社の従業員等を派遣し、研修、資格取得を実施した会員事業者とする。ただし、前年度会費未納会員については、助成対象外とする。

(助成交付対象講習施設)

第3条 助成対象となる講習を実施する団体は次に掲げるとおりとする。

- (1) 独立行政法人自動車事故対策機構宮崎支所
- (2) みゆき学園交通安全教育センター（警友自動車学校内）
- (3) ヤマト・スタッフ・サプライ(株)
- (4) 梅田学園自動車学校佐土原
- (5) 南九州交通共済協同組合
- (6) (株)ディ・クリエイト

(助成対象講習)

第4条 助成対象となる研修、講習は宮崎県内で開催されたものに限り、助成額は別表により県ト協が指定する。

(実績報告及び助成金の請求)

第5条 会員事業場は、別に定める期日までに取りまとめて、様式1または様式2の「講習助成報告書」（助成金交付請求書）により、協会長に対して助成金を請求する。
2. 運行管理者一般講習及び整備管理者講習については、県ト協より該当団体等に直接支払うため、講習機関助成金請求書は必要としない。

(実績報告提出期限)

第6条 前条の実績報告書の提出期限を当該年度3月15日までとする。

(助成金交付)

第7条 県ト協は、前条の「教育講習助成報告書」（助成金交付請求書）の提出があり、その報告を審査し条件に適合すると認めた時に、助成金を交付する。

(その他必要な事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、県ト協が別にこれを定める。

(様式1)

令和8年度 教育講習助成報告書 (助成金交付請求書)

年 月 日

一般社団法人宮崎県トラック協会
会長 牧田 信良 殿

所在地
事業者名
代表者名
T E L

㊞

講習機関	1. 自動車事故対策機構 2. みゆき学園 3. ヤマト・スタッフ・サプライ(株) 4. 南九州交通共済協同組合 5. 梅田学園自動車学校佐土原 6. (株)ディ・クリエイト
講習種別	①指定講習機関(上記1～6)……一般講習、基礎講習 ③初任運転者に対する特別な指導(上記7)
日程等	年 月 日 ～ 年 月 日
助成金額	(講習種別助成額 × 受講者数 = 合計額) _____円 × _____名 = _____円
助成金入金先 <small>*受講者個人名義等の口座は不可 *会員事業場の口座のみ適用</small>	金融機関名: _____ 支店名: _____ 種類: _____ 口座番号: _____ 名義人: _____
備考	・添付書類 ①講習修了証の写し ②受講料の領収書の写し *一般講習については新入会員のための申請となります。

別表

(助成対象研修一覧)

指定講習機関名	研修・講習名	助成額
・独立行政法人自動車事故対策機構 宮崎支所 (NASVA) ・みゆき学園交通安全教育センター (警友自動車学校内) ・ヤマト・スタッフ・サブライ(株) ・南九州交通共済協同組合 ・eナスバ	一般講習 (eナスバ)	3,200円
・独立行政法人自動車事故対策機構 宮崎支所 (NASVA) ・みゆき学園交通安全教育センター (警友自動車学校内) ・ヤマト・スタッフ・サブライ(株) ・eナスバ	基礎講習 (eナスバ)	3,200円
・梅田学園自動車学校佐土原 ・(株)ディ・クリエイト	初任運転者に対する特別な指導 (講習を実施する機関) オンライン3日間	10,000円 6,600円 (全額助成)